

令和 8 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 3 0 分 ただいまから、令和 8 年第 6 回教育委員会定例会を開催します。 まず、日程の第 1 でございますが、署名委員を決定します。 本日は、天野委員と伊藤委員、お願いいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議に入りますが、第 1 0 号議案から第 1 4 号議案まで幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規則の一部改正であるため、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第 1 0 号議案から 1 4 号議案まで、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進課 長	まず、第 1 0 号議案でございますが、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正ということで、新旧対照表をお示ししてございますが、趣旨を口頭でご説明させていただきます。 特別区人事委員会の勧告に基づく改正でございますが、いわゆる新規採用の幼稚園教諭につきましては、いわゆる初任給って決まっていますけれども、初任給にプラスして、前職歴、例えば前の職場も幼稚園教諭をされていた方などは、前職歴をプラスで評価をすることができます。これまでプラスで評価できる前職歴の限度があったんですけども、限度をなくすということが今回の改正の趣旨でございます。令和 8 年 4 月 1 日付の改正でございます。 続いて、第 1 1 号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正でございます。 こちら新旧対照表をお示ししてございますが、先ほどと同様、特別区人事委員会勧告に基づくものでございます。園長、副園長などの管理職の管理職手当の引き上げを行いますが、こちらは 2 3 区共通で引上げ額のほうは決めているところでございます。令和 8 年 4 月 1 日施行ということで改正をさせていただきます。 続いて、第 1 2 号議案をお願いいたします。幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の新旧対照表ということでお示しさせていただきました。こちらは先に幼稚園教育職員の給与条例の改正ということで今年度の教育委員会のほうにも諮らせていただいた内容と関連するものでござい

す。この幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当は、週休日であったり、深夜に働いた場合に支給される手当になりますが、これまでその深夜の扱いを午前0時から午前5時という深夜だったところが、条例改正で午後10時、22時から午前5時ということで、対象となる時間帯が拡大されました。これに伴いまして、今申し上げた部分につきまして、具体的に規則のほうにも落とし込んだのが今回の改正の内容でございます。

また、あわせまして、深夜から昼間まで連続して勤務した場合の取扱い等もこちらで規定をさせていただいてございます。こちら令和8年4月1日施行でございます。

続いて、13号議案をお願いいたします。こちらは幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の改正でございます。新旧対照表をお示ししてございますが、主な改正点は2点です。

一つ目が、別表第二という表があると思いますが、表の右と左に、右側のほうはちょっと長い文章で、左側のほうは短く書いてございますが、意味するところは同じなんですけれども、幼稚園教諭の中のいわゆる主任教諭を指し示しているのがこちらになります。詳しくは後ほど管理運営規則の改正の際に、また改めてご説明いたしますが、これまで幼稚園教育職員は、また学校もそうなんですけれども、校長、副校長、園長、副園長の下に、主幹教諭とか主任教諭というのがいるんですけども、この今回改正のところは主任教諭であります。今回、法律の改正で小学校、中学校のほうだけ主任教諭と同等の主務教諭という新しい職が設置されることになりました。それに伴いまして、管理運営規則の改正がこの後ありますが、管理運営規則の内容が変わってございます。右側にお示した旧のほうは、管理運営規則から主任教諭のところを引っ張ってくるような記載になってございましたが、そちらの参照元の管理運営規則のほうで、小学校のほうは主務教諭という内容が入ってきまして、幼稚園と小学校、中学校で内容が異なってくることから、いわゆる準用するという言い方をしてはございますが、小・中学校の規定を準用するのではなくて、幼稚園は幼稚園で独自に規定を整備するということで、左側の規定の表記に変わったところでございます。意味するところは同じです。主任教諭及び主任養護教諭というところを規定している内容でございます。

あわせまして、その表の下に別紙のとおり改めるとありますが、こちらは内閣府の内閣官房令というところが変更になった関係で、2枚目、3枚目にお示ししてございます書式の中の赤字部分が政令の変更に伴いまして修正をかけているところでございます。こちら令和8年4月1日施行でございます。

	ます。 続いて、第１４号議案でございます。幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の新旧対照表をお示しさせていただきました。こちらも条例の改正が先にございまして、幼稚園教育職員のいわゆる勤務時間に関する条例の改正を行わせていただいた際にご案内をしてございますが、子育て中の職員に対する短時間勤務の制度、子育て部分休業という制度が今回拡大をいたしました。具体的に申し上げますと、従来は１日２時間まで短時間勤務できますよという制度でありましたが、年間１０日相当の時間内であれば、１日２時間ではなくて、丸一日休んだりとかですね、もう少し選択の幅が広がるような改正をしたところでございます。今回この改正に伴いまして、こちら勤勉手当の規則につきましては、いわゆる欠勤が多くなった場合にボーナスに影響が出るという規定があるんですけれども、その部分につきましても今回の改正の内容を踏まえた規定に改めるというような内容でございます。同じく令和８年４月１日施行ということでございます。 １０号から１４号までは、雑駁でございますが、以上でございます。
教 育 長	それでは、ただいまの件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ご意見、ご質問等ないようですが、第１０号議案から第１４号議案まで、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、第１５号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	こちら新旧対照表をお示ししてございますが、内容としては一つ前の議案と同様でございまして、子育て部分休暇の制度が拡充したことに伴う改正でございます。

	今回のこちらの規定の改正につきましては、先ほども申し上げましたように子育て部分休暇１日２時間までの短時間勤務をできる、もしくは１年あたり１０日相当分の短時間勤務、１日単位でもできるという制度が拡充しました。それに伴いまして、申請の段階でどちらを選ぶかをまず決めていただくということのほか、年度の途中でこの切り替えというのでしょうか、１日２時間から、例えば１日単位ということで取り方を変えたいというようなことが起こった場合の手続きについて、今回規定しているものでございます。 こちらも先ほどと同様、令和８年４月１日施行ということで改正させていただければと思います。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ないようでございますので、この件について、第１５号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１６号議案、江戸川区教育委員会会議規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	教育委員会会議規則新旧対照表をお示しさせていただきました。今回の変更の趣旨といたしましては、これまでいわゆる陳情・請願につきましては、書面で提出をしていただいております。今後は電子申請もできるようにということで規定の見直しをするものでございます。具体的に申し上げますと、右側、旧のところをご覧くださいと、赤字で署名または押印の上という記載がございますが、これを削除させていただきまして、その他、文言を整理させていただいた上で電子申請も行えるような形の規定に整理をさせていただくということでございます。規則の改正につきましては、令和８年４月１日施行ということで行わせていただければと思います。 こちらについては以上です。

教 育 長	それでは、第１６号議案について何かご質問等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	一つだけ教えてください。電子申請によって身分というか、そちらのほうは確実に、何と言うんですか、誰でも今度は気軽につて言い方は言葉は違いかもしれませんが、思ったことを上げていくことができるのかなと。そういった部分で、上げていく人に対してきちんと身元を確認するってことは確実にできるっていう認識でよろしいでしょうかね。
教育推進課長	電子申請をする場合に、いわゆる公的な身分の認証とかもあるんですけども、こちらの陳情審査につきましては、基本的にはこれまでもそうですけれども、厳格な本人確認等々は行ってございません。基本的には国民の権利として請願権が認められておりますので、誰でも申請できるというところで申請手続き自体は厳密には行わないところでございますけれども、当然、審査していただくに当たりましては、要件にはしませんけれども、内容の確認は事務局でしっかりさせていただきます。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第１６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１７号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

教育推進課長	こちらについても、事前に条例の改正ということで一度お諮りした内容と同じでございます。区立幼稚園におきまして、一時的に保護者による保育が困難になった場合にお預かりするショートサポート保育ということで通称申し上げますが、これまで月額6,000円で12回まで、1回あたりは500円なんですけども、12回を限度にということで料金設定をしてございましたが、今回1回あたり500円で上限をなくすということで、12回以上であっても必要な方はご使用いただけるという旨の条例改正をさせていただきました。その旨の議決を今待っているところでありますけれども、その内容をこの施行規則のほうにも同様の内容をお示しして、改定を進めるところでございます。施行期日につきましては条例と同様に令和8年の4月1日ということにさせていただければと思います。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
森 本 委 員	上限をなくすということなんですけど、現在の実績といいますか、そんなに要望があるということなんでしょうか。
木村学務課長	現在もお申し込みのほうがかなりございまして、それで12回ではなかなか難しいというか、利用している方たちからのご要望がございまして、上限を撤廃するという形をとっております。 以上です。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほかにご意見、ご質問等ありますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ないようでございますので、第17号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、議案のとおり決定いたします。

教育推進課長	次に、第１８号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。 先ほどの規則改正でも少し上げさせていただいた内容と重なってございますが、給特法の改正に伴いまして、小学校・中学校に主任教諭と同等の職として今回主務教諭という新たな職を設置します。主務教諭につきましては、教育活動に関しまして教職員間の総合調整を行う職ということで位置づけられている職でございます。小中学校にこれを設置できるということでございますが、幼稚園にはその規定はございません。そこで、今回この管理運営規則上、小中学校の職を定めるところに、主務教諭を追加いたします。また、幼稚園につきましては、小中学校の主任教諭の欄を準用する形で規定をしてございましたので、新たに幼稚園は幼稚園として主任教諭の位置づけを設定するものでございます。その他、文言整理を行いまして、令和８年４月１日付で施行させていただければというところでございます。 説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ご意見ないようですので、第１８号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１９号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	今回のこの処務規則の改正につきましては、いわゆる組織改正に伴う改正でございます。令和８年４月から、これまで都市開発部にございました、学校建設技術課を教育委員会に移管をするというところでございます。そのことに伴います改正、その他、若干文言の整理をさせていただいているところ

	でございます。お示した新旧対照表の２条というところに、教育推進課から学校施設課まで、それぞれの課の名前、係の名前が記載をさせていただいてございますが、そこに加えまして、この学校施設課の後ろ、次のページになりますけれども、学校建設技術課、またその庶務係、建設第一係、第二係、設備係ということで、学校建設技術課を学校施設課の後ろに、新たに組織改正として設置するというものでございます。 また、これらの係の事務分掌につきましては、５ページ以降にございますけれども、各係ごとに担当する業務を記載をさせていただいてございます。こちらにつきましても組織改正に伴うものでございますので、令和８年４月１日施行ということでお願いできればと思います。 以上です。
教 育 長	この件について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ないようでございますので、第１９号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第２０号議案及び第２１号議案について、コミュニティスクールの導入に関する議題であるため、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第２０号議案及び第２１号議案について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	関連する議案となりますので、併せてご説明させていただきます。 まず、コミュニティスクールの導入ということで、第２０号議案、横版の資料をご覧くださいと思います。冒頭の文章にございますように、令和

8年度より江戸川区立の学校にコミュニティスクール——以下、CSという表記をさせていただきますが——こちらを導入させていただきたいというものでございます。

1番の概要にございますように、コミュニティスクールは、学校運営協議会という会議体を設置した学校のことになりまして、地域も学校経営に参画し、学校と連携協働することで社会総がかりで教育実現を目指す仕組みでございます。参考にございますように、全国的にもこの取組が進んできているところでございます。

2番の経過にございますように、平成29年の地教行法の改正によりまして、国がこのコミュニティスクールの導入を努力義務化いたしました。江戸川区では令和6年度から7年度にかけまして、4校の小中学校でコミュニティスクールのモデル実施を行わせていただいたところでございます。そうした中で、令和7年度、文部科学省がコミュニティスクールの実施に向けた数値目標を示してまいりました。具体的には令和10年度までに区域内の小中学校の4割以上にコミュニティスクールを導入するという目標でございます。これを踏まえまして導入計画を策定をして、今回実施をさせていただきたいというものでございます。

3番の導入計画にございますように、令和8年度につきましてはモデル校として行っていた4校に加えまして、新規の4項を付け加えました。表の下の米印で記載させていただいている8校がそれに当たります。この8校でコミュニティスクールの導入をさせていただいた上で、順次、拡大をしていく予定でございます。

なお、令和10年度には国が目標としてございます4割、40%を超える学校でコミュニティスクールを導入するということを目指して取り組んでまいります。このコミュニティスクールは学校運営協議会を設置した学校であるというところでございまして、その学校運営協議会の設置に係る規則が、第21号議案でございます。第2条にございますように、協議会の趣旨、上から4行目、中段からでございますが、保護者及び地域住民の学校運営への参画支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに園児、児童、生徒の健全育成に取り組むというものがこちらの趣旨でございます。第4条にございますように、協議会の承認ということで、学校経営計画等、こちらに記載してございます内容について、協議会で承認を得る形になります。

また、次のページ、第5条にございますように、協議会から意見具申ということですね、学校運営に関することや、教職員の採用等に関する部分につ

	いての意見を述べることができる旨の記載をさせていただきました。7条が委員の任命ということで、委員の定員15名以内、また1から6番まで、こういった方から選ぶというところの基準をお示ししているところでございます。第8条には委員の任期、また、第11条には守秘義務ということで、委員の皆さんには守秘義務を負っていただくというようなところも記載させていただいているところでございます。その他、必要な項目を記載をさせていただきますまして、令和8年4月1日施行ということで、こちらの新規の規則を制定させていただければというものでございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
松 山 委 員	質問ですが、こちらは評議員はコミュニティスクールがある学校はなくなるという解釈でしょうか。
教育推進課長	基本的には学校運営評議員さんが、この運営協議会というところではございますが、今回お示しした規則の第7条の第5項にございますように、学校評議員と兼ねることもできるということでございますので、こちらのコミュニティスクールの委員さん方は学校評議員も兼ねて担っていただくことは可能な制度になってございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
天 野 委 員	根本的なところでまず教えていただきたいんですが、まず、PTAがあったと思うんですが、そのPTAとこちらのコミュニティスクールの関係性。そして二つ目が、PTAと教育委員会、PTAに対しては、私たち見守る体制というか。今回、このコミュニティスクールと教育委員会との関連性を比較して、その辺を教えていただければ、この2点教えていただければと思います。まず、PTAとの、このコミュニティスクールの関係性、そして、PTAと教育委員会、もしくはコミュニティスクールと教育委員会のその関係性の対比みたいな、どこが違って、どこが共通している部分でも構わないのですね。今、現時点で教えていただける範囲で構わないんですけれども。
教育推進課長	このコミュニティスクールの導入についてという、この最初の資料をご覧

	いただきますと、右側の上のほうに、絵柄といいましょうか、ございます。コミュニティスクールの中の委員さん方には様々な身分の方がいらっしゃいますが、当然その下のほうに矢印が出ておりますように、保護者や地域住民との連携というところが必要になってきます。コミュニティスクール自体は、PTAはまた別組織でありますので、PTAとコミュニティスクールは違うものでありますけれども、当然、学校と保護者が連携していくといった中で、PTAの方っていうところについては、その保護者の代表として関わっていただくことは十分考えられるかなと思います。PTAの活動はあくまで任意の活動ではありますけれども、この学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールのほうは、委員になっていただくことによって、教育委員会から委員を任命をしまして、特別職の地方公務員ということで、いわゆる報酬もわずかですけどもお渡ししますし、責任を負っていただいて守秘義務を負っていただいて、仕事ではありませんけれども、そういったしっかりとした責任を持った上で、学校運営に積極的に関わっていただくというところが、あくまでも任意団体であるPTAとは立ち位置が少し違うところではありますが、いずれにしても、学校と地域、また保護者がですね、一体として子どもたちの成長を支えていくという趣旨は、PTAもコミュニティスクールも一緒でありますけれども、より制度としてしっかりとした位置づけを公的にもさせていただいて、ご協力をいただくというのが、こちらのコミュニティスクールでございます。 以上です。
天 野 委 員	PTAは任意で今までずっと継続的な、ものすごく歴史がある人たちで、やっぱり任意の方々が集まれてものすごく強いというか、本当に心で動いていただいている方々ばかりだと思っているので、ぜひ、そこへの摩擦ではないんですが、言葉を選ばなければ、どっちが偉いとかというところの摩擦が起きないように、お互い尊重しながら、特にPTAさんを尊重しながら運営していただけることを期待しています。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、ほかにはないようですので、第 20 号議案及び第 21 号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、追加議案となります、第 22 号議案、江戸川区立学校被服貸与規程の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	こちら、被服貸与規程の改正でございますが、新旧対照表の左側、赤字でお示しした部分が今回追加になっている部分でございます。一つは雨衣、いわゆるレインコートであります。もう一つがファン付き作業服、一般的には空調服とかというような形で、夏場の暑い時期に衣服の中に空気を取り込んで、比較的涼しく作業ができるというものにあります。レインコートにつきましては、これまでも特別貸与ということで、こちらの表にはなかったんですけども、実質的には必要なものでありますので、貸与をしてまいりました。今回改正をするにあたりまして、これまでは実質的に対応しておりましたが、正式にこの表の中に追加をさせていただきたいというところでございます。ファン付き作業服につきましては、近年のこの猛暑の中で、屋外で夏場に肉体労働といいますか、作業を行う用務主事につきましては、これは必要な装備だろうということで、今回から貸与に追加をさせていただきたいというところでございます。これは区長部局のほうでも清掃の職員であったりとか、屋外で夏場に作業するものにつきましては同様の取扱いをするというところの一環でございます。 令和 8 年 4 月 1 日施行ということで改正させていただければと思います。説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 何かこの件について、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。

	それでは、第２２号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案とおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、後援名義ということで、今回は１件ご報告を申し上げます。教育委員会及び区の後援名義ということで、今回４４回目の申請になります。行事名は、第４４回伝統工芸展。申請者は、江戸川区伝統工芸保存会の会長でございます。事業目的は、伝統工芸の保護育成と、伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品発表展示会でございます。実施日時は、令和８年５月２１日（木）から２４日（日）。会場は、タワーホール船堀の展示ホール１でございます。事業の対象は一般区民でございます。伝統工芸展の入場は無料でございますが、出品料ということで、会員は７，０００円、一般の方は８，０００円の出品料を徴収するということでございます。賞といたしましては、教育委員会賞を授与させていただく予定です。 こちらについては、企画書、中段にあります事業計画・内容についてのところがございますように、作品の展示だけでなく、いわゆる実演会も併せて行う展覧会になってございます。あわせて、予算書もつけさせていただいております。 ご報告は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
天 野 委 員	伝統工芸品というところで、とても大切にしなければいけないな、昔ながらのってことを大切にしたいなと思ってるんですが、現状、参加している方とか、そういった工芸品が上がってきているのか、跡取りが少なくて、数が減ってきているのかっていうところが一つお伺いさせてください。 もう一つが、お話のあった教育委員会賞というのがあるというところで、どなたが教育委員会賞をお選びになっているのかというところを教えてください。

教育推進課長	ださい。 まず、この伝統工芸保存会の会員さんにつきましては、現状で申し上げますと、15名程度でございますので、会員数は徐々に減ってきているのは間違いありません。お話をしていく中でも、いわゆる跡取りがいないうというお話はよく聞きますし、一方では比較的若手の、いわゆる跡取りというのでしょうか、も育ってきていて、ネット通販等々も含めて事業拡大しているというような、様々いらっしゃいます。昔ながらのやり方を貫いて、後継者がいらっしゃらない方もいれば、新しい後継者にも恵まれて、販路も拡大されている方も様々ありますが、ただ、会員数は減ってきているのは間違いございません。 また、2点目でございますが、こちらの展覧会の作品の区長賞などもあるんですけども、いずれも審査員につきましては、文化財保護審議会の委員さんから2人、1人はいわゆる郷土の歴史に詳しい方、もう1人は日本美術に詳しい方、そのほか浅草寺に所属する学芸員の方、こちらの専門家の方お三方に審査員を毎年お願いをしております。今年、若干人が変わるかもしれませんが、大体そういった方に毎年審査委員をお願いをして、専門的な知見から各賞をご選定いただいているというところでございます。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございます。 ぜひ、教育委員会が後援になっているということもありますので、跡取りが少なくなっているということではなくて、小中学生にもいろんな作業をしてるところとか、もしくは作品を印象づけられるような広報をしていただいて、何かやってみたいというところからスタートできるような、そんな雰囲気を持っていただけるといいなと思ってます。これ、お願いになります。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほかにご意見等ありますでしょうか。
伊 藤 委 員	今のご意見にプラスしてなんですけれども、実際に観覧される方は高齢の方が多いのでしょうか。それとも連れられて子どもたちは。大体の感じで。
教育推進課長	年齢層がですね、報告の中でいただいているので、はっきりとしたところ

	るは分からないんですけれども、一般的にお見えになる方は比較的高齢の方が多いんですけれども、こちらの作品展、伝統工芸展はいわゆる体験ができるコーナーというのでしょうか、こちらもございます、ワークショップというような体験できるところがあるんですけど、そこについては比較的小子さん連れた子ども連れの方々がですね、風鈴の絵付けだったりとか、そういった体験と一緒にされるというところが比較的多かったかなと記憶してございます。 以上です。
天 野 委 員	最後、もう一度教えてください。教育委員会後援、伝統って絶対大事だと思ってるんですよ。昔はこういうことやっていて今があるんだって歴史を振り返るってこともとても大切だと、教育の中では。これをバックアップしていければいいねって思うので多分後援になってくるかと思うんですが、今のお話ですと、お子さんのほうが足を運ぶ数がやっぱりちょっと若干少ないのかなっていうちょっと感じを受けたものですから、学校に向けての広報ってどういった形でやられているのでしょうか。それを教えていただけたらと思います。
教育推進課長	具体的に学校に向けての広報というところだと、ちょっと思い当たるところではないんですけれども、ただ、先ほど申し上げました、風鈴の絵付けなんかは、相当な数の地域の小学校が見学の中に入れております。全ての伝統工芸士さんのところに回るわけではないんですけれども、そういった形で地域の皆さんの子どもたちに社会科見学的な形で見学に来ていただくというところも、この団体さんとして努力されてますし、あとは先ほど申し上げたましたワークショップにつきましても、やはり若い方にたくさん来ていただきたいというところから、単なる作品展示だけでなく、この展示会の中にワークショップも入れて、いろんな方に来ていただくというところも、団体さんの努力として、そういったところを目標にやっていらっしゃるというふうに伺っております。 以上です。
天 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほかにご質問等ありますでしょうか。

教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、小中学校 9 年間を見通した一貫した英語教育の推進について、事務局から説明をお願いいたします。
大川教育指導 課 長	それでは、私からは小中学校 9 年間を見通した一貫した英語教育の推進についてということで、まずは江戸川イングリッシュプログラムの発行についてのご説明をさせていただきます。お手元にある 2 部の資料がこちらに該当するものでございます。 まず、目的でございますが、本区が目指す躊躇なく英語を話す児童生徒の育成の実現に向けまして、小学校の 1 年生から中学校までの 9 年間で一貫した英語教育の推進できるようにということで、英語活動の方向性、また具体的な学習内容を示す本校オリジナルの江戸川イングリッシュプログラムを発行するというものでございます。こちら、二つの構成になっておりまして、理論編というものと実践編という二つになってございます。内容面、理論編としては、まず 1 年、2 年生は学習指導要領上に、英語活動は特段記載がないものになってございますので、本区が目指している子どもたちの児童の姿ということと、あとはどのような英語に取り組めばいいかということを経験した上で江戸川区として位置づけるものでございます。それ以外の部分につきましては、学習指導要領上に位置づけられているものになっておりますので、これらを貫いて 9 年間で指導していただくというものになってございます。 また、実践編につきましては、こちらについては本区の施策がどのような位置づけになっているのか、ロードマップを示したり、また 4 技能 5 領域別の活動の事例、1 単位時間における四つのステップなどを示しながら、具体的な実践に取り組んでいただけるように、若手の先生方の読みやすい構成で考えてございます。こちら、配布資料の対象としては、小学校の管理職と教員、中学校の管理職と英語の教員に対して配布してまいりますが、電子データでの配布となってまいります。今後の予定として、3 月末時点、もうまもなくですね、こちらについて電子データで配布させていただき、4 月から教員の研修会でそちらを用いまして周知を図ってまいります予定となっております。 まず、こちらについてのご説明は以上でございます。

教 育 長	ありがとうございます。 何かこの件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	2点ほど。まず1点、この教育プログラム、こちらはどの教科書を使っても、当てはまるという理解、いろいろ教科書、これから来年から選定されるかと思うんですが、どこの発行の会社でも、これは揃ってる内容になるというところの理解でよろしかったでしょうかね。
教育指導課長	それでは、お答えします。今、現状の学習指導要領に基づいてこちらつくらせていただいているので、もし学習指導要領等が改正になった場合は、こちらの見直しが必要になるかなとは思っておりますが、教科書は学習指導要領に基づいておりますので、そういう意味では改正がない限りはこちらで進めていただいて大丈夫かなと思っております。 以上です。
天 野 委 員	2点目のお伺いです。 保護者の方って、英語教育がぽんと出てくると英語やっていかなきゃね、なんですけど、こういったしっかりとした段階踏んでやらなければいけない、それから、子どもたちに対しても、ここまでできているのとか、今こういうことやっているんだねっていうところの理解があると、さらに強化されるのではないのかなと思っているところなんですけど、これは先生用。保護者用というところで、例えばこれ若干抜粋して、こういう指導方法できますよ、そうすると、ここゴールですよって明確な、そういった道筋というのをお示しいただくことというのは予定されていらっしゃるのでしょうかというところでご質問です。
教育指導課長	ありがとうございます。ちょっと新たな視点をいただいたかなと実は思っております。まだ、こちら出来たてホヤホヤの状態なので、まずは先生方がこれをご理解いただくことがまず急がれるかなとは思っておりますが、先ほどのロードマップにもありますように、1年生から中学校の3年生までの仕掛け、施策の仕掛けがございますので、そういった部分については教員の浸透とともに保護者の方にも今後、適宜ご説明するようにしていきたいと考えてございます。 以上です。

天 野 委 員	ありがとうございます。 私たち昭和時代って、英語の勉強って学校では小学校のときとかはなかったものですから、今、何をどの段階まで進んでいるのかなってちょっと正直見えづらい部分があって、子どもから教わると。子どもがしっかりそのプログラムについて行っているのであれば問題ないですが、子どもの発言で理解するよりも、ここまでいっているんじゃないのって声掛けも一つ、子どもがより英語に親しみやすく、そしてここまでいかなきゃいけない、逆に十分だよねってことの声が家の中でも出るような、そんな仕掛けをしていただければありがたいなと思っているところです。 以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 ほかいかがでしょうか。
松 山 委 員	ご質問なんですが、現在、既にイングリッシュの推進校という学校があると思われませんが、今回のプログラムをつくっている学校名に入っていない様子であるかなと認識します。そのあたりの学校の食い違い等は懸念される内容になりますでしょうか。 あと、もう1点、これは小学校1年から9年間を見通したものということですが、現在もう途中の学年になっている子どもたちへの対応は、後にも、もう前に戻ってすることは難しいと思われませんが、そのあたりはこのロードマップがうまく活用できるものになりますでしょうか。おそらく教科書よりレベルが高い様子につくられているのではないかと思われるのですが。
教育指導課長	一番最後のこの作品というか、作者の皆様方の名簿の部分からのお話かなと推察しますが、今の学校教育支援アドバイザー、教科アドバイザーとさせていただいてるこの方は、全ての学校の英語教員を指導する立場の者になっておりまして、その方が関与してこちら作成に当たっているというもののなので、まず基本的にはどの学校でもできる内容ということで、この方を中核にして、まずは作っていた経緯がございます。またこれは小岩四中とかは松江一中の校長先生方、今の中学校の先生方もかなりこれについてはご意見もいただきつつ、中学校の中の例えばALTのモデル校だったり、そういったところの取組についても熟知されている方々ですので、そういった方々を含めて委員になっていただいて、こちらのほうを作成していった経緯がございますので、こちらについてかなり難しすぎるということではなく、逆に言うと、

	このレベルでどの学校も統一的にやっていけば、江戸川区の学力というか、英語の水準は逆に言うと上がるものという認識をさせていただきます。
松 山 委 員	途中の学年にもう既に入っている子どもたちは、今の状態からこのプログラムについていけるのか。
教育指導課長	このついていけるのかというところで、今の事業構成はあくまでもその学校が今やっているものをモデルにさせていただいている状態なので、かけ離れている内容というよりは、今、純粹に学校の中で取り組まれているものに対して、少しアレンジを加えたりという程度の中身になっておりますので、その掛け違いとか、食い違いが大幅に出るということは想定はしておりません。
松 山 委 員	指導の方法が統一されているという解釈でしょうか。
教育指導課長	さようでございます。
松 山 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	ほか、この件、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育指導課長	申し訳ございません。もう一つ、続きがございまして、先ほどのプログラムは骨組み、いわゆる事業の骨子みたいな形に、よりどころになるもので、それ以外のものの施策のご紹介だけちょっと少しさせていただきます。 教育活動でございますが、まずは1、2年生のALTとの交流で英語に親しむということで、この度、1、2年生のほうでもALTの活用ということで、授業の中に入り込んでの指導を行う場面が発生します。また、4年生におきましては、グローバルゲートウェイというところの体験施設に行くということで、こちらは江戸川区全体の児童について、4年生で実施するものがあります。また、中学校2年生においては、実際、躊躇なく話すという機会や場面を創出するために、発話量を増やすというところや、あるいは実践的

	に自分の今の力を試してみるという機会が必要になってきますので、A I の英会話アプリであったり、オンラインの英会話のシステムを整えて指導をしてまいります。そういった取組をしながら、躊躇なく英語を話す児童生徒の育成を進めていきたいと考えております。 私からは以上でございます。
教 育 長	それでは、この件について質問がありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	最後、一つだけお願いです。9年間でなってくると、途中で難しいななんて思っでとどまってしまう子、そこを取りこぼさないように。3番目に、A I とか、そういった学習ができるってこともあるかと思うんですが、勉強の方法論、こうやってやるといいよっていうことにちょっと力を注いでいただいて、やり方が分からない、もういいや、ではなくて、こうやってやるんだよということ、逆にそこを中心とした指導もあわせてお願いできたらと思います。お願いします。
教 育 長	ありがとうございます。 ほか、ご意見等ありましたらお願いします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、この件、終了とさせていただきます。令和8年度第6回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。 閉会時刻 午後2時16分